

日時：令和4年3月30日（水）14：30～

場所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、加藤委員、藤原委員、
梶田委員、高村委員、福浦事務局長、佐脇審議官、三原事務局次長、
西中総務課長、赤阪参事官、栗原参事官、鴨参事官、片岡参事官、松本研究官

○西中総務課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより会議を始めます。

本日は、全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから第204回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は五つです。

議題1「個人情報保護委員会の組織理念の一部変更について」と議題2「令和4年度個人情報保護委員会活動方針（案）について」は、相互に関連いたしますので、一括して取り扱いたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

○岡企画官 それでは、「個人情報保護委員会の組織理念の一部変更について」、資料1に基づいて御説明いたします。

初めに、組織理念の位置付けでございますが、政府全体の方針として、個人情報保護法第7条の規定に基づく個人情報の保護に関する基本方針がございます。そして、委員会における大きな方針としてこの組織理念があり、さらに、これらに基づいて、毎年度、議題2でお諮りしますとおり、委員会の活動方針を策定しております。

現行の組織理念は、平成31年2月に決定しておりますが、令和4年4月1日には、令和2年改正法が全面施行され、令和3年改正法の一部が施行されます。また、3月9日の第201回個人情報保護委員会において基本方針の一部変更について御審議いただき、現在、基本方針の閣議請議の手続きを進めております。

まさに我が国の個人情報保護制度の大きな変革のタイミングを迎えることから、これらの内容を踏まえた組織理念の一部変更をお諮りするものでございます。

変更案の具体的な内容について御説明いたします。

全体の構成ですが、サブタイトル、前文、1から6までの項目で構成しております。

まず、サブタイトルを「人と社会の信頼の基礎を築くために」としました。デジタル社会やグローバル社会の進展に伴い、個人情報の利用が拡大する中においては、自らの個人情報が適正に取り扱われ、個人の権利利益が保護されているという信頼は、言うなれば、社会における私たちの日々の生活や活動の土台となっております。そして、個人情報の適正な取扱いの確保を図るという委員会の使命は、その信頼の基礎を築く役割を担っていることを表現したものでございます。

次に、前文でございます。個人情報保護法の目的規定を引用しながら委員会の使命を記載してございます。目的規定に追加された行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運

用を図ることやサブタイトルを踏まえた追記を行っております。

続いて、項目1「個人情報等をめぐる国内外の状況変化等に対する制度的な取組」です。個人情報等をめぐる国内外の状況変化等に適時適切に対応するため、多様な関係者とコミュニケーションを図りながら、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するための制度的な取組を行うという基本的な考え方を記述してございます。

続いて、項目2「個人情報の取扱状況等を的確に把握し機動的に対応する監視・監督」です。令和2年改正法により一定の漏えい等報告が義務付けられたこと、令和3年改正法により監視の対象となった行政機関等に対しては、定期的・計画的な実地調査を行うことを踏まえて、漏えい事案等に効率的・効果的に対応し、課題や対応策等について積極的に情報発信していく旨を記述してございます。

続いて、項目3「信頼性が確保された自由なデータ流通（DFFT）の推進をはじめとする戦略的取組」です。議題2の中で御説明いたしますが、新たにお諮りする予定の委員会の国際戦略を踏まえて、個人情報等を含むデータが安全・円滑に越境移転できる国際環境を構築するため、国際的な枠組みでの議論や米国・欧州等の各国・地域との対話等を通じて、DFFTの発信や連携強化を図る旨などを記述してございます。

続いて、項目4「特定個人情報の安心・安全の確保に向けた取組」です。こちらは引き続き、特定個人情報の適正な取扱いに対する国民の信頼確保に向けて監視・監督を実施するのみならず、行政機関等に対する様々な手法を用いた支援を行う旨を記述してございます。

続いて、項目5「多様な主体に対する分かりやすい情報発信」です。デジタル社会の進展に伴い、SNSの利用やオンラインでの買物など、個人情報を取り扱う機会が増加し、国民一人ひとりの個人情報に係る意識の向上が重要となっていることから、タイムリーな情報発信を行うとともに、分かりやすい広報・啓発に取り組んでいく旨を記述してございます。

最後に、項目6「個人情報保護制度の司令塔としてふさわしい組織体制の整備」です。委員会が個人情報保護制度と監視・監督権限を一元的に所掌することを受け、その実効性を確保するための体制強化を進めるとともに、関係機関と緊密に連携・協力していくこと、さらに、委員会としても情報セキュリティ対策を徹底する旨を記述してございます。

本日、御了承をいただければ、委員会ウェブサイトで公表してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

では、引き続き議題2の説明をお願いいたします。

○事務局 「令和4年度個人情報保護委員会活動方針（案）について」、御説明いたします。

資料2-1が概要資料、資料2-2が本体資料となっております。本日は資料2-1に

沿って御説明いたします。

冒頭に記載しておりますとおり、「令和4年度個人情報保護委員会活動方針」は、委員会が個人情報保護制度の司令塔として、個人情報保護制度に係る政策の総合調整や監視・監督の役割を適切に果たすことにより、個人の権利利益を保護し、ひいては国民の安心・安全が確保されるよう、委員会が取り組むべき活動について整理するとともに、国民から信頼される委員会を目指して、当該活動の方向性を広く国民に示すため、定めるものになります。

次に、令和4年度における委員会の取組の基本的な考え方を御説明いたします。

個人情報保護法関係については、個人情報保護制度の一元化に伴う所掌事務の拡大に対応するため、引き続き委員会の体制強化と専門性の向上を図るとともに、官民や地域の枠を越え、さらには国境を越えたデータ流通や社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護の要請に対応します。また、国内外の事業者に対し、適切かつ効率的・効果的な監督を行うとともに、行政機関等に対し積極的な調査を行い、効果的な監視を行います。

マイナンバー法関係については、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、適切かつ効率的・効果的な監視・監督を行います。

国際協力については、国際的な協調を通じた、個人情報等を含むデータが安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築や国境を越えた執行協力体制の強化、情報交換・収集を通じた国際動向の把握に取り組みます。

次に、令和4年度における具体的な取組を御説明いたします。

個人情報保護法関係については、令和2年改正法の円滑な施行等に関する取組として、引き続き周知・広報を行うとともに、令和3年改正法の円滑な施行に向けた取組として、各地方公共団体等における施行に向けた準備作業が円滑に進むよう、必要な支援を適時に行います。

個人情報等の利活用としては、P P Cビジネスサポートデスクにおける相談支援対応や仮名加工情報制度に係る積極的な情報発信等を行います。

監視・監督活動については、具体的な内容を別添2の令和4年度の監視・監督方針を基に御説明いたします。資料2-1の4ページ目が概要資料、資料2-2の13から14ページ目が本体資料になりますが、概要資料を基に御説明いたします。

令和2年改正法及び令和3年改正法により、委員会の監視・監督権限が拡大されたことを踏まえ、令和4年度の監視・監督方針を策定しました。

大きく二つに分けておりまして、一つ目が「事業者に関する監督の基本方針」です。個人情報保護法相談ダイヤルへの通報やメディア報道等から事案の端緒を把握し、漏えい等事案に対し、効果的かつ効率的に発生原因及び再発防止策等の調査・分析を行います。そして、必要な指導・助言及び勧告等を行い、勧告を行った場合において、個人情報等の取扱いの是正がなされていないときは、必要に応じ命令を行い、さらに、必要に応じ公表を行います。

二つ目が「行政機関等に関する監視の基本方針」です。行政機関等については、個人情報保護法相談ダイヤルへの通報等からの事案の端緒の把握に加え、毎年、委員会において議決した調査計画に基づき、対象の行政機関等を選定して定期的・計画的な実地調査を行い、さらに、全ての行政機関等に対し施行状況調査を実施し、安全管理措置の実施状況等の基礎的な情報を把握します。そして、必要な助言・指導及び勧告を行い、勧告を行った行政機関等に対し、これに基づいて採った措置に関する報告を求め、その状況について必要に応じ公表を行います。

監視・監督方針に関する説明は以上でございます。

「令和4年度個人情報保護委員会活動方針（案）」について、引き続き御説明いたします。

マイナンバー法関係の具体的な取組につきましては、行政機関等に対する定期検査、地方公共団体等に対するレビュー検査を活用した効率的かつ効果的な検査を行うほか、特定個人情報保護評価に係る全項目評価書の審査・承認や独自利用事務システムの円滑な運用を図ります。

次に、国際協力に関する具体的な取組については、資料に記載の三つの柱に沿った取組を行います。より具体的な内容を別添1の個人情報保護委員会の国際戦略を基に御説明いたします。資料2-1の3ページ目が概要資料、資料2-2の11から12ページ目が本体資料になりますが、概要資料を基に御説明いたします。

近年、個人情報を含むデータの円滑な越境流通の重要性が更に増していることを踏まえ、委員会が主体となって進める国際的な取組に関する当面の戦略を国際戦略として明確化しました。

柱の一つ目は「D F F T推進の観点から個人情報が安全・円滑に越境できる国際環境の構築」です。日本がG7ホスト国となる2023年を見据え、米国や欧州との連携の深化、さらにはアジア太平洋諸国等との中期的な協力関係の強化により、D F F Tを具体化、推進します。

具体的には、グローバルな企業認証制度の構築や個人データの相互移転枠組みの日EU以外への展開、公的部門の一元化を踏まえた日EU相互認証の対象範囲拡大の検討開始、無制限なガバメントアクセス等、新たなリスクに対応するためのグローバルスタンダードの形成への貢献等を進めてまいります。

柱の二つ目は「国際動向の把握と情報発信」です。G P A、A P P A等、世界の個人情報保護機関等が集う国際フォーラム等への積極的な参画等により、技術革新や社会的課題等への対応についての世界潮流を適時に把握し、政策立案に反映していきます。

柱の三つ目は「国境を越えた執行協力体制の強化」です。委員会が対応する個別の執行事案について、関係各国・機関等との連携を推進し、協力関係を強化します。

国際戦略に関する説明は以上でございます。

引き続き「令和4年度個人情報保護委員会活動方針（案）」について御説明いたします。

共通事項に関する具体的な取組につきまして、広報・啓発活動として「個人情報を考える週間」を設定し、広く国民に広報を行うほか、AI等を活用したチャットボットサービスの運用により、国民の利便性の向上につなげます。そのほか、情報セキュリティや法執行等の知見を有する人材の継続的な確保及び育成に取り組みます。

本活動方針案について、御了承いただけましたら、委員会ホームページで公表させていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

大島委員。

○大島委員 4月以降の委員会の活動について、1点述べさせていただきます。

令和2年改正法が全面施行され、令和3年改正法も国や独法に係る部分が施行されることで、委員会は民間部門及び公的部門の個人情報保護制度を一元的に所管することとなります。また、監視・監督権限も拡大され、委員会に求められる役割・責任はますます大きくなっていきます。

ここで改めて組織理念を委員会全体で認識し、活動方針に整理した活動に、4月以降、しっかり取り組んでいくことにより、国民の安心・安全を確保し、このことを通じ、委員会に対する信頼の向上を図っていくことが大切であろうと思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか御質問、御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

令和4年度はいよいよ改正法の施行を迎えることとなりますが、改めて、当委員会の任務であります「個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いを確保する」という原点を強く意識することが必要であると思っております。そして、組織理念で示したとおり、委員会の一つひとつの活動の積み重ねが人と社会の信頼の基礎を築くことにつながっていくものと考えます。

令和4年度においても、国民から信頼される委員会を目指し、本日、取りまとめる組織理念と活動方針に沿って、引き続きしっかりと委員会としての責務を果たしてまいりたいと思っております。

特に修正の御意見がないようですので、「個人情報保護委員会の組織理念の一部変更について」及び「令和4年度個人情報保護委員会活動方針（案）について」、原案どおり決定して、公表してよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の進めを進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

では、「令和3年改正個人情報保護法政令・規則・公的部門ガイドライン案の意見募集

結果について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議題3「令和3年改正個人情報保護法政令・規則・公的部門ガイドライン案の意見募集結果について」、御説明申し上げます。

1月26日の第197回委員会において、令和3年改正個人情報保護法政令・規則・公的部門ガイドライン案を取りまとめ、意見募集を実施したところであり、その結果について御説明申し上げます。

まず、資料について、資料3-1として意見募集結果の概要、資料3-2として政令・規則・公的部門ガイドライン案に対する意見提出の一覧、資料3-3として政令案、資料3-4として政令案の新旧対照表、資料3-5として規則案、資料3-6として公的部門ガイドラインに係る告示案とさせていただきます。

資料3-1を御覧ください。本意見募集は、令和4年1月28日から2月28日まで実施し、38の個人又は団体等から延べ74件の御意見が寄せられました。項目ごとの提出意見数については、政令案に対するものが0件、規則案に対するものが1件、公的部門ガイドラインに関する告示案に対するものが49件、その他のものが24件となっております。

頂いた御意見について、資料3-2を御覧ください。まず、提出いただいた御意見を踏まえて案の修正があったものを御説明いたします。

項番号1番を御覧ください。規則案について、改正箇所を破線で囲んでお示ししていたところ、傍線で示す形式によるべき旨の御意見を頂き、対応する修正を行っております。

また、項番号10番を御覧ください。ガイドライン案について、条例要配慮個人情報に関し、地方独立行政法人に適用される条例を確認する趣旨の御意見を頂いたことから、地方独立行政法人については当該法人を設立する地方公共団体の定める条例が適用される旨を明示いたしました。なお、併せて表現の形式的な修正も行っているところでございます。

これ以降、ガイドライン案について提出いただいた御意見及びそれに対する考え方について、代表的なものを五つに分けて御説明いたします。

まず、第1として、項番号6番、7番、26番のように、死者に関する情報について、個人情報該当性や法に基づく開示請求の可否に関する御意見がございました。これらに対しては、死者に関する情報は、当該情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報であって、当該生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人を本人とする個人情報に該当すること、その判断は実態に即して個々の事例ごとに行う必要があること、個人情報に該当しない場合には、法に基づく開示請求の対象とはならないことを回答することとしております。

また、これと併せて、個人情報保護制度とは別の制度として、法令に抵触しない限度で、地方公共団体において死者に関する情報の提供等についての制度を設けることは妨げられないことを説明した上で、地方公共団体の実務に資する情報提供を検討していく旨を回答することとしております。

第2として、地方公共団体に置く審議会等への諮問について、項番号35番のように、サ

イバーセキュリティ以外の専門的知見を有する者の意見を聞くことができることが分かる記述とすべき旨の御意見、また、項番号38番のように、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない旨の記述を削除すべきとの御意見がございました。

これらについて、前者に対しては、サイバーセキュリティに関する知見が専門的知見の例示であることは、現状の記述から御理解いただけると考えていること、後者に対しては、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは、法の規律と解釈の一元化という令和3年改正法の趣旨に反するものであることをそれぞれ回答することとしております。

第3として、項番号39番及び40番のように、委員会が改正後の個人情報保護法について一元的な解釈権限を有するとの記述を削除すべき旨の御意見がございました。

これらに対しては、委員会が改正後の個人情報保護法を所管する立場として、一元的な解釈権限を有するものであることを回答することとしております。

第4として、項番号45番、49番のように、地方公共団体が条例で定めることができる事項に関する御意見がございました。

これらに対しては、活発化する官民や地域の枠を超えたデータ利活用に対応するため、個々の法律や条令による規律により生じていた旧法制の不均衡・不整合を是正し、個人情報等の適正な取扱いのために必要な全国的な共通ルールを法律で設定するという令和3年改正法の趣旨を説明した上で、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものを定める条例については、この趣旨に反するものであり、許容されないこと、他方で、法の目的や規範に反することはなく、また、事業者や市民の権利義務に実体的な影響を与えることがない限りにおいて、基本理念や事業者・市民の責務について条例で独自の規定を置くことは考えられること等を回答することとしております。

第5として、項番号13番、15番、19番、27番、30番、40番、64番のように、それぞれ具体例等の記述を求める御意見を頂いております。

この点、例えば項番号15番のように、既に国の行政機関や独立行政法人等向けに公表している事務対応ガイドに記述しているものについては該当箇所を御紹介することとし、例えば項番号64番のように、今後、必要に応じて事務対応ガイド等への追記を検討するものについては、その旨を回答することとしております。

ガイドライン案に対して提出いただいた主な御意見については以上となります。

さらに、対象を政令・規則・ガイドラインのいずれかに特定しない御意見として、項番号51番、55番、56番のように、法律による共通ルールの設定に反対する旨の御意見がございました。

これらに対しては、令和3年改正法により、従来は個別の条例で規定されていた地方公共団体の個人情報保護制度について、改正後の法に基づく全国共通ルールを適用し、地方

公共団体に対する規律についても解釈運用、監視監督を高い独立性と政治的中立性を有する委員会が一元的に担う仕組みが整備されたことを御説明した上で、委員会としては、このような令和3年改正法の趣旨を踏まえながら、適切に法執行を行う旨を回答することとしております。

加えて、意見募集において寄せられた御意見とは別に、ガイドライン案について修正を行った箇所がございます。資料3-6の4ページ、2段落目を御覧ください。本ガイドラインの地方公共団体に対する位置付けについて、以前お示ししたガイドライン案においては、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である旨を記述しておりました。

しかし、地方自治法の当該規定は普通地方公共団体のみを対象としているところ、本ガイドラインの適用対象には特別地方公共団体が含まれており、改正後の個人情報保護法の規定に基づいて地方公共団体に対する助言を行うことが可能であることから、地方自治法の規定に関する記述を削除する修正を行っております。

また、事務対応ガイド等の執務参考資料につきましても、地方公共団体等における個人情報の取扱い等に関する記載を追記したものについて、公的部門ガイドライン等の公表と併せての公表を見込んでおり、事務局において作業を進めております。

なお、政令・規則・公的部門ガイドライン案については、今後、技術的な修正を行う可能性がある点、お含みおきをいただきたく存じます。

説明は以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

藤原委員。

○藤原委員 デジタル社会形成整備法の第50条改正による改正法がこの4月1日から施行され、同法第51条による改正、すなわち地方公共団体にも適用される改正法の施行まであと1年となりました。

これは普通地方公共団体のみならず特別地方公共団体にも適用され、改正法の目的は、民間部門及び公的部門双方の法律と多くの条例の不統一について、個人情報の適正な取扱いのために必要な全国的な共通ルールを設定するということでした。

地方公共団体においては、そういった改正法の目的を踏まえて、施行までにまず条例の改廃を行っていただくこと、個々の業務における個人情報等の取扱いについて、改めて点検していただくことの二つが必要だと思います。

委員会としましては、本日の政令・規則・ガイドライン改正案について、地方公共団体に対して丁寧に説明し、個々の照会にもしっかりと対応するとともに、各政策分野を所掌する関係省庁とも連携しながら、来年春の施行に向けた地方公共団体の準備に対して適切な支援を行っていくことが重要であろうと考えます。地方公共団体からも積極的に質問が寄せられ、委員会も積極的に情報提供を行うという意見交換ができる関係を継続していくこ

とが望ましいと思います。

個別法の一元化という大改革ですので、引き続き、法の円滑な施行に向けて遺漏なく準備を進めていくべきだと思っております。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか御質問、御意見等はございますでしょうか。

中村委員。

○中村委員 事務対応ガイド等の充実などによる地方公共団体への支援の重要性に関連して、一言申し上げたいと思います。

今回、頂いた御意見の中には、地方公共団体における実務に関係するものもあり、これらについては、今後、必要に応じて実務担当者向けに公表する事務対応ガイド等に記載することを検討する旨の説明がありました。

事務局においては、各地方公共団体からの質問や相談を受ける体制を整えていると聞いていますが、そうした質問や相談の過程で、共通的・横断的な事項が見受けられた場合には、事務対応ガイド等の内容を充実させるなど、今後も改正法の施行準備に取り組む自治体を積極的に支援する対応を継続していただきたいと思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか御質問、御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

今回の意見募集においては、多くの方々から様々な御意見を頂きました。改めて、幅広い主体からの個人情報保護法に対する関心の高さを実感するとともに、貴重な御意見を寄せていただいた皆様に感謝を申し上げます。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定し、閣議請議及び官報掲載等の手続を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

また、その際、技術的な修正については、私に一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局において所要の手続を進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

それでは、議題4「個人情報保護委員会事務局レポート：仮名加工情報・匿名加工情報について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 本件は「個人情報保護委員会事務局レポート：仮名加工情報・匿名加工情報について」、御紹介させていただくものでございます。

本レポートは、仮名加工情報及び匿名加工情報の特徴や加工方法、取扱い上の留意点について、事業者等の理解を深め、両制度の適正な利用を促進するために作成したものです。

本レポート初版は、平成29年2月に「個人情報保護委員会事務局レポート：匿名加工情

報 パーソナルデータの利活用促進と消費者の信頼性確保の両立に向けて」として公表されたものであり、匿名加工情報を作成する際の具体的な加工手法等を事例を交えて御紹介しておりました。

今般、令和2年改正法により仮名加工情報制度が新設されたことに伴い、ガイドラインやQ&A等における記載の整理を改めて行うとともに、仮名加工情報を利用する事例や利用の際の留意点について加筆を行いました。

本レポート初版は、制度に関する解説と事例の紹介が一体となったものでしたが、今回、制度編と事例編の2分冊形式とし、事例編では、従来の匿名加工情報に関する3事例に加え、仮名加工情報に関する2事例を追加いたしました。今後、令和2年改正法の施行後の状況を見ながら、事例編を中心に改訂していくことを予定しております。

制度編の内容の紹介になります。

まず、(1) 仮名加工情報を利用する際の考え方として、仮名加工情報の利用を促進するため、個人情報、匿名加工情報及び統計情報と比較し、以下の特徴があることを紹介しております。

一つ目が、仮名加工情報は、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超える利用目的の変更を本人の同意なく行うことが可能であること、二つ目が、仮名加工情報は、匿名加工情報や統計情報と比べて個人ごとの特徴を詳細に残して比較的簡便に加工を行うことができることです。

続きまして、(2) 仮名加工情報の作成に当たって求められる加工を紹介しております。施行規則で定められた仮名加工情報の加工基準は、点線囲みの3点です。これらについて、ガイドラインやQ&Aの記載を踏まえ解説していることに加え、仮IDへの置き換え等について追加的に説明を行っております。

続いて、(3) 仮名加工情報の作成・利用の当たっての留意点を紹介しております。仮名加工情報には、個人情報と異なる様々な義務等があるところ、それらに応じた留意点となります。

まず、識別行為の禁止義務について、複数の仮名加工情報の作成後にそれらを突合する場合には、突合したときにどの程度特定の個人の識別につながる可能性があるかをあらかじめ想定して、作成元の個人情報のどの項目をどのようなレベルで加工するかについて統一した基準を定めておくことが望ましいと示しております。

次に、本人への連絡等禁止については、本人到達性のある記述、例えば携帯電話番号、電子メールアドレス、SNS等のID、広告識別子やCookie ID等は削除等することが望ましいと示しております。

仮名加工情報は、漏えい等発生時の報告義務及び本人通知義務が免除されております。これは、加工により本人の権利利益を侵害するリスクが相当程度低減されているためです。

しかし、漏えい時のリスクを一層低減させるために、共用性のある記述、例えば携帯電話番号、電子メールアドレス、SNS等のID、業界横断型ポイントカードID等の削除

等が望ましいと示しております。また、利用目的を達成するために、必要最小限の情報への加工が望ましいと示しております。

次に、仮名加工情報の安全管理措置として、リスクに応じた適切な安全管理措置を講じなければなりません。通則ガイドラインを参考に安全管理措置を講ずることに加え、仮名加工情報の性質に応じ有益である安全管理措置を三つ紹介しております。

一つ目は、仮名加工情報を作成元の個人情報や削除情報等と区別して保管すること、二つ目は、仮名加工情報を長期間保有する場合は、特に利用目的を達成するために必要最小限の情報への加工を行うこと、三つ目は、仮名加工情報の暗号化を行うことです。

最後に、仮名加工情報は第三者への提供が原則として禁止されております。ただし、法令に基づく場合、委託、事業の承継及び共同利用の場合は提供を行うことが可能です。事務局レポートでは、このうち、特に共同利用について留意点を記載しております。

まず、共同利用を実施する際は、共同して利用する者の利用目的を公表しなければならないところ、かかる利用目的から、本人が自らに係る仮名加工情報がどのように取り扱われることになるか、合理的に予測・想定できるように公表しなければならないことを示しております。

また、仮名加工情報を共同利用する場合、共同利用する者において、仮名加工情報同士を突合することも考えられますが、その場合も、仮名加工情報を突合することを利用目的から合理的に予測・想定できるように公表しておくことが重要であると示しております。

次に、事例編では、仮名加工情報に関する事例を二つ御紹介しております。

事例1は、事業者が持つ一つのデータベースに含まれる個人情報を仮名加工情報に加工し、利用目的を変更して利用する事例です。

食品のオンライン通信販売事業を行う事業者が、新規事業として実店舗事業を計画するために、オンライン通信販売事業により取得した購買情報から仮名加工情報を作成し、利用目的を変更した上で、ある地域においてどのような顧客層がどのような商品に関心を有しているかを分析する事例です。

ここでは、個人属性情報、例えば生年月日、住所については一定の加工を行った上で、購入履歴情報についてはできる限り加工せずに分析するとの方針の下、各項目の加工方法等を示しました。

事例2は、事業者が持つ複数のデータベースに含まれる個人情報からそれぞれ仮名加工情報を作成し利用目的を変更した上で同一の個人ごとに仮名加工情報を突合して利用する事例です。

事例1と比較すると、仮名加工情報を同一の個人ごとに突合するという点が異なります。具体的には、複数の実店舗による事業とオンライン通信販売事業を行う事業者が、それぞれ異なる利用目的を特定していた実店舗のポイントカードを通じて取得した会員情報と、オンライン通信販売事業に関連して取得していた購買情報からそれぞれ仮名加工情報を作成し、共通の利用目的に変更した上で突合し、顧客が実店舗とオンライン通信販売をどの

ように使い分けているかを分析し、より効率的な販売促進戦略を構築する事例です。

事例2では、仮名加工情報同士を突合する場合の識別行為禁止義務への抵触防止措置の具体例として、同一の項目を同じように加工することを事前に定めておき、それに従って加工するという例を紹介いたしました。

本件に関しまして、私からの説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

梶田委員。

○梶田委員 御説明ありがとうございます。

事務局レポートの周知について、1点意見を申し上げます。

仮名加工情報は、一定の安全性を確保しつつ、データとしての有用性を加工前の個人情報と同等程度に保つことができる新たな類型として、令和2年改正法において新設された制度ですが、事業者においては、その加工や活用方法について、手探りの部分が多いと感じています。

事務局レポートの公表は、事業者には仮名加工情報の適切な活用を促す上でとても有意義と感じていますので、事務局においては、今後、本レポートの周知に努めていただきたいと思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか御質問、御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

事業者においては是非この事務局レポートを御参照いただき、仮名加工情報や匿名加工情報を適切かつ効果的に活用していただきたいと思います。

また、事務局においても、仮名加工情報や匿名加工情報の活用状況を継続して把握して、その結果を踏まえてレポートの改訂を行い、内容の更なる充実を図っていただきたいと思います。

特に修正の御意見がないようですので、事務局において、事務局レポートについての公表に向けて手続を進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

それでは、議題5「令和4年度の実地調査及び立入検査計画（案）について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 「令和4年度の実地調査及び立入検査計画（案）について」、資料5に基づいて御説明を申し上げます。

大きな話としまして、令和4年度より個人情報保護法に基づく行政機関等に対する実地調査を開始するべく、従前の「検査計画」を「実地調査及び立入検査計画」と改め、番号法に基づく立入検査に加え、個人情報保護法に基づく実地調査等を盛り込んだ計画としております。

まず、1番、個人情報保護法に基づく実地調査及び立入検査につきまして、「(1) 実地調査及び立入検査実施方針」といたしまして、行政機関等に対しては、個人情報保護法に基づき、定期的・計画的な実地調査を実施したいと考えております。

これに加え、漏えい等事案の報告等を踏まえ、必要に応じ、随時に行政機関等に対する実地調査及び民間事業者に対する立入検査を実施したいと考えております。

「(2) 実施予定数」といたしましては、行政機関等約20件を予定しております。

次に、2番、番号法に基づく立入検査につきまして、「(1) 立入検査実施方針」といたしまして、行政機関等に対しては、番号法等に基づき、定期的な立入検査を実施したいと考えております。検査の実施に当たりましては、これまでの立入検査で把握した各機関の個人番号の管理状況等を踏まえ、メリハリのついた立入検査を行うとともに、個人情報保護法に基づく実地調査との一体化も考慮し、より柔軟かつ効果的な立入検査を実施したいと考えております。

地方公共団体等に対しては、選択的に立入検査を実施するとともに、検査項目を絞った立入検査を積極的に活用するなどして、多数の検査対象団体に対して効果的かつ効率的に検査を実施したいと考えております。

これらのほか、漏えい等事案の報告等を踏まえまして、必要に応じ、随時に検査を実施したいと考えております。

「(2) 実施予定数」といたしましては、行政機関等約5件、地方公共団体等約60件の計約65件を予定しております。

なお、本計画につきましては、漏えい等事案の発生その他の状況により変更することがある旨を記載したいと考えております。

説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

加藤委員。

○加藤委員 御説明ありがとうございました。

個人情報保護法に基づく実地調査について申し上げたいと思います。

令和4年度からは、改正個人情報保護法に基づき、行政機関等に対する実地調査を計画的に行っていくこととなります。行政機関等においては、その透明性や信頼性の確保が特に重要であり、このため、より丁寧に個人情報の取扱いの実態を把握し、必要であれば改善を求めていくといった高度な監視を行う必要があります。

こうしたことを実施していくため、これまで、番号法に基づく立入検査で蓄積してきた検査に関するノウハウを十分にいかした実効性の高い調査を実施していただきたいと思っております。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか御質問、御意見等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、原案のとおり決定いたします。

それでは、本日の議題は以上でございます。

本日の会議の資料につきましては、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取扱いをいたします。

それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。